松本市役所新庁舎整備事業
募集要項（案）

令和８年11月

松　本　市

目次

1. はじめに 1
2. 本事業の目的 1
3. 本事業の建設理念・基本的な考え方 1
4. 事業の概要 3
4.1 事業名 3
4.2 発注者 3
4.3 工事場所 3
4.4 事業の対象となる公共施設 3
4.5 本事業の対象範囲 3
4.6 要求水準 4
4.7 事業方式 4
4.8 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング 4
4.9 遵守すべき法令 5
4.10 履行期間 5
4.11 提案上限価格 6
5. 事務局 6
6. 応募者の備えるべき参加資格要件等 7
6.1 応募者の構成等 7
6.2 応募者に共通する参加資格 7
6.3 業務別の参加資格 8
6.4 実施体制 11
6.5 再委託 12
6.6 参加資格要件の確認基準日 12
7. 募集スケジュール 13
8. 募集要項等の交付 14

8.1 交付資料（募集要項等）の位置付け 14
8.2 交付資料（募集要項等）の公告 14
8.3 資料の提供 14
9. 現地説明会 15
9.1 日時及び会場 15
9.2 参加資格 15
9.3 申込期間 15
9.4 申込方法 15
10. 質問の受付及び回答 16
10.1 提出方法等 16
10.2 募集要項（案）等に関する第１回質問・回答 16
10.3 募集要項（案）等に関する第１回個別対話 16
10.4 募集要項（案）等に関する第２回質問・回答 17
10.5 募集要項等に関する第１回質問・回答 17
10.6 募集要項等に関する第１回個別対話 17
10.7 募集要項等に関する第２回個別対話 18
11. 参加表明書及び参加資格審査に係る提出書類の受付 19
11.1 提出方法等 19
11.2 提出期間（予定） 19
11.3 提出書類【募集要項等公告時に示す】 19
11.4 参加資格確認結果の通知 19
11.5 参加表明の秘匿 19
12. 書類審査に係る技術提案書の提出 20
12.1 提出方法等 20
12.2 提出期間 20
12.3 提出書類【募集要項等公告時に示す】 20

12.4 応募に関する留意事項 20
13. 評価の実施及び結果の通知 22
13.1 委員会の設置 22
13.2 実績・体制評価 22
13.3 技術提案評価（技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング） 22
13.4 提案価格評価 22
13.5 優先交渉権者の決定 22
14. 提案に関する条件 24
14.1 敷地条件 24
14.2 周辺インフラとの接続 25
14.3 既存施設の概要 26
14.4 地中埋設物の撤去 27
14.5 埋蔵文化財・土塁・史跡部分の扱い 28
15. 契約に関する事項 28
15.1 契約の締結 28
15.2 契約の成立 28
15.3 技術提案内容 29
15.4 プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等 29
16. 応募者の失格 29
17. 技術提案書内容不履行の場合の措置 30
18. プロポーザルの中止 30

1.　はじめに

この募集要項は、本市が令和７年 11 月に策定した「松本市役所新庁舎建設基本計画改定版」に基づき、松本市役所新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施に資する事業手法として設計施工一括発注方式を採用することとし、本事業の設計、建設、工事監理業務を実施する民間事業者を、価格とそれ以外の提案部分を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により募集・選定するため、本事業に応募する者（以下「応募者」という。）に対し、必要な事項や手続を示したものである。

募集要項に併せて公告する、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、設計施工一括請負契約書（案）を含め、「募集要項等」と定義する。応募者は募集要項等の内容を踏まえ、本プロポーザルに参加するものとする。

なお、募集要項等の内容及び位置付けについては、「8.1 交付資料（募集要項等）の」に示す。

2.　本事業の目的

現在の市役所本庁舎（以下、既存本庁舎を「既存本庁舎」、既存本庁舎、既存本庁舎北別棟及び本庁舎敷地内の付属施設を「既存本庁舎等」、既存東庁舎を「既存東庁舎」、既存東庁舎、既存東庁舎別棟及び東庁舎敷地内の付属施設を「既存東庁舎等」という。）は、昭和 34 年の竣工以来、市民生活における中心的な役割を果たしてきたが、建築から既に 65 年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進行しているほか、行政需要の増大や多様化に伴う執務スペースの不足、来庁者の利便性向上への対応など、様々な課題を抱えている。

また、現庁舎は、本市の防災拠点として求められる機能や性能の確保が課題となっており、大規模災害発生時における災害対策本部機能や行政機能の継続性の確保が求められている。さらに、行政サービスのデジタル化、働き方改革への対応、ユニバーサルデザインの推進、脱炭素社会の実現に向けた環境配慮など、近年の社会的要請への対応も必要となっている。

こうした課題を解決するため、本市では平成 30 年７月に「松本市役所新庁舎建設基本構想」を、また令和２年２月に「松本市役所新庁舎建設基本計画」を策定し、新庁舎整備の基本的な方向性や施設機能、規模等について検討を進めてきた。その後の社会情勢の変化や建設事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和７年 11 月に基本計画の改定を行い、事業内容の見直しを実施している。

本事業では、基本構想及び基本計画を踏まえ、財政負担の軽減や工期の短縮を図りつつ、現庁舎の抱える課題解決に向け、設計施工一括発注方式により、新庁舎整備を行うこととする。

3.　本事業の建設理念・基本的な考え方

本事業の建設理念及び基本的な考え方は、以下に掲げるものとする。

時代の先を読み、変化し続ける力を備えた、“ひと” や “まち” を結ぶ庁舎

現代の松本市民はもとより将来の松本市民をも市政の関係者として捉える『将来世代の視点』を持って、現在、そして、未来においても、松本のまちの核として、求められる市役所の役割を果たし続けることのできる庁舎を建設します。

図 1　建設理念

1 分かりやすさ・使いやすさを実感できる庁舎	●市民が訪れるフロントヤード部分と職員が作業するバックヤード部分を区分した『シンプルで使いやすい空間をデザイン』 ●市民サービスの向上につながる執務環境の整備、ユニバーサルデザイン、ワンフロアやワンストップで質の高い行政サービスの提供
2 松本城と共に時を刻む庁舎	●松本城公園内の歴史的構造物、堀や樹木、東西の山並みと調和した良好な眺望景観を形成し、地域の発展に貢献する庁舎 ●緑化や湧水等の松本市の特色が感じられる『ゆとりとやすらぎの空間づくり』
3 コミュニケーションが芽生える庁舎	●多種多様な立場の交流や対話を生み出して市政運営に生かす『新たな共創・協働』 ●市議会が、市民とともに議会の権能を十分に発揮できる庁舎
4 コンパクト＋ネットワーク型の庁舎	●従来の仕事の仕方や組織体制を見直した『行政機能の適切な配置』 ●部局の枠組みを超えた職員間・組織間の繋がりが一層深まり、市内各所の『行政機関を生かし支える』庁舎
5 新たな時代のオフィスのモデルとなる庁舎	●新しい働き方の導入を進め、健康経営を実践する『常に一歩先を行くオフィス』 ●ICT、AI 等の最新技術を活用した、効率的な行政サービスと洗練されたスペース
6 リスクに備える庁舎	●災害発生時における拠点施設としての『災害対応力を発揮』できる庁舎 ●個人や行政の情報を守る高度なセキュリティ、防犯面を含めた物理的なセキュリティの確保
7 世代を超えて受け継がれていく庁舎	●庁舎内の配置を自由に変更できる『フレキシブル（柔軟に応用がきく）な設計』 ●ゼロエネルギービル（ZEB）に代表される、環境にやさしく、持続可能性の高い、将来の市民も誇りを持てる庁舎

図 2　基本的な考え方

4. 事業の概要

4.1 事業名

松本市役所新庁舎整備事業（再掲。以下「本事業」という。）

4.2 発注者

松本市

4.3 工事場所

長野県松本市丸の内

4.4 事業の対象となる公共施設

本事業で対象とする施設は、以下の①から③に掲げるものとする（以下これらを総称して「本施設」という。）。

① 松本市役所本庁舎Ⅰ期棟（以下「新庁舎Ⅰ期棟」という。）、松本市役所本庁舎Ⅱ期棟（以下「新庁舎Ⅱ期棟」という。）
② 駐車場、駐輪場等の付属施設（以下「付属施設」という。）
③ 外構（駐車場、バイク置き場、駐輪場、歩道切下げ※1、擁壁、門扉・フェンス、舗装、植栽等）

また、本事業では、上記施設の整備に加え、事業予定地内の本市既存施設（建物、埋設物、工作物、外構）等の解体・撤去（アスベスト対策※2を含む。）を行うものとする。

※1 現況の切下げの形状や位置の変更を行う場合は、本事業の対象とする。

※2 アスベスト調査結果は松本市役所新庁舎整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）「閲覧資料６　石綿分析結果報告書」を参照すること。

4.5 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

(1) 設計業務

① 事前調査業務（現況測量、必要に応じて地盤調査及び変位測定等）
② 基本設計・実施設計・解体設計業務
③ 積算業務
④ 電波障害調査業務
⑤ 本事業に伴う各種申請等の業務
⑥ 別途工事との調整業務
※ 本市が発注予定の別途工事は、要求水準書「添付資料 14　業務区分表」を参照すること。
⑦ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
※ 設計業務は、設計者と施工者が協力して行うこと。

(2)　建設業務

①　本事業に伴う電波障害関連業務

②　建設業務

③　施工段階に係る各種申請等の業務

④　工事期間中に必要な遵法化にかかる申請業務

⑤　別途工事との調整業務

※　本市が発注予定の別途工事は、要求水準書「添付資料 14　業務区分表」を参照すること。

⑥　その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3)　工事監理業務

①　本事業に含まれる建設業務全般に係る工事監理業務

②　事業全体の工程管理業務

③　新庁舎Ⅰ期棟、新庁舎Ⅱ期棟竣工時の引越しに係る工程、安全管理業務

④　別途工事との調整業務

※　本市が発注予定の別途工事は、要求水準書「添付資料 14　業務区分表」を参照すること。

4.6　要求水準

本業務の実施に係る要求水準は、要求水準書のとおりとする。

4.7　事業方式

本事業は、本市が事業者と締結する設計施工一括請負契約（以下「請負契約」という。）に従い、事業者が、本施設に係る設計・建設等の業務を一括で行う設計施工一括発注方式（DB：Design Build）により実施する。

4.8　事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1)　モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

(2)　モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、事業期間を通じて常に実施する。

(3)　モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果、要求水準（要求水準書にて提示される本市が要求するサービス水準及び事業者による提案内容）を下回る場合には、改善勧告、契約解除等の対象となる。

4.9 遵守すべき法令

本事業を実施するに当たり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書を参照すること。

4.10 履行期間

契約締結日から令和 17 年３月末日まで。なお、事業者の提案により、履行期間を短縮することは可能であり、本市との協議により確定するものとする。

表 4-1 事業スケジュール（予定）

契約締結	令和９年 12 月
事業期間	契約締結日～令和 17 年３月末日
設計期間	契約締結日～事業者が提案する期日
第Ⅰ期建設工事期間 （新庁舎Ⅰ期棟供用開始）	①建設期間： 事業者が提案する期日～令和 13 年１月末日 ②工事監理期間： 事業者が提案する期日～令和 13 年１月末日
引渡し日（第Ⅰ期）	令和 13 年１月末日
引越期間	令和 13 年２月～令和 13 年３月末日
供用開始日（第Ⅰ期）	令和 13 年４月１日
第Ⅱ期建設工事期間 （新庁舎Ⅱ期棟建設、既存施設等の解体・撤去、付属施設・外構等の整備）	契約締結日～令和 17 年１月末日
引渡し日（第Ⅱ期）	令和 17 年１月末日
供用開始日（第Ⅱ期）	令和 17 年４月１日
埋蔵文化財発掘調査（別途実施）	Ⅰ期：令和８年５月～令和 10 年３月 Ⅱ期：令和 13 年４月～令和 14 年 10 月
浚渫業務（別途実施）	令和８年、９年：外堀東部 令和 10 年：総堀 令和 11 年：外堀北西部

※ 事前・事後調査実施時期は、事業者の提案によるものとする。

※ 履行期間の短縮を提案する場合、技術提案書においては本市にて実施する引越期間として２か月を確保するものとする。

4.11 提案上限価格

本事業に係る提案上限価格は、以下のとおりとする。【募集要項等公告時に示す】

提案上限価格：●●,●●●,●●●,●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、提案上限価格を超えた提案は、失格とする。

5. 事務局

総務部　新庁舎整備課

所 在 地　〒390-8620 長野県松本市丸の内３番７号

電　　話　0263-32-3413（直通）

Ｅｍａｉｌ　shinchousha@city.matsumoto.lg.jp

Ｕ　Ｒ　Ｌ　https://www.city.matsumoto.nagano.jp/

6. 応募者の備えるべき参加資格要件等

6.1 応募者の構成等

本プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）は、次に示す複数の企業で構成する共同企業体（以下「JV」といい、JV を構成するものを構成員という。）とする。ただし、応募者は「6.2 応募者に共通する参加資格」に掲げる要件を満たしている必要がある。

ア　全ての企業の担当業務（設計、建設、工事監理）を明らかにすること。また、参加表明書の提出時に代表者（以下「代表企業」という。）、その他の全ての企業の名称を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

イ　代表企業は、JV の全構成員中最大の出資者であること。

ウ　JV の方式は、甲型・乙型のいずれも可とする。ただし、設計業務を行う者、建設業務を行う者及び工事監理を行う者はそれぞれ単独企業又は甲型 JV とすること。なお、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。

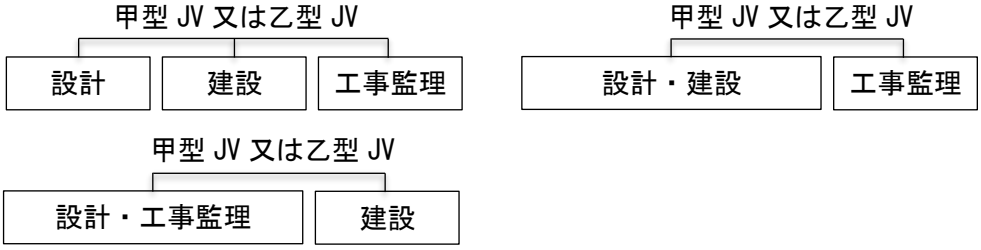

エ　建設 JV を構成する場合は、「松本市建設工事共同企業体運用要綱」の規定に準拠すること。

オ　設計 JV 及び工事監理 JV の構成は、「松本市建設コンサルタント業務共同企業体運用要綱」の規定に準拠すること。ただし、第 4 条第 1 項(3)の規定は適用しない。

6.2 応募者に共通する参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項又は松本市財務規則（平成３年規則第 10 号）第 104 条第１項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ　松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成９年３月 10 日訓令甲第１号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。

ウ　国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。

エ　公告の日において、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から⑤の要件に該当する者でないこと。

①　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

②　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

③　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

④　会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

⑤　銀行取引停止処分がなされている者

オ　自己又は自社もしくは自社の役員等が、次の①から⑥のいずれにも該当しないこと。

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③　自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

④　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。

⑤　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥　上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

カ　オ①から⑥までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

キ　当該年の直前１年の国税を滞納していないこと。

ク　当該年の直前１年の地方税を滞納していないこと。

ケ　本事業における業務の開始時点で、「6.4(1)統括責任者」に示す資格を有する者を統括責任者（代表企業と参加表明書提出の日以前に３か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）として配置できること。

コ　JV の構成員が、他の JV の構成員として参加していない者

サ　本事業に係る発注支援業務に関与していない者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がない者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。

・株式会社建設技術研究所
・シリウス総合法律事務所
・竹澤建築設計工房

6.3　業務別の参加資格

(1)　設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、設計業務を複数の企業で実施する場合は、イ及びエの要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

ア　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第 26 条第２項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。

イ　平成 17 年度以降に日本国内で業務を完了した、以下の全ての要件を満たす基本設計及び実施設計業務を元請（代表企業のみとする。）として履行した実績があること。

①　延べ面積 5,000 ㎡以上の庁舎の新築、改築、増築（ただし、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が 5,000 ㎡以上の場合に限る。）

②　構造性能評価を受け、大臣認定を取得した延べ面積が 5,000 ㎡以上の免震構造の庁舎の新築

ウ　設計業務の開始時点で、「6.4 実施体制」に示す資格を有する者を設計管理技術者及び建築（総合）に係る設計主任技術者（代表企業・構成員のいずれか（ただし、設計業務者が２者以上の場合は、主たる設計業務者に限る。）と参加表明書提出の日以前に３か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）として配置できること。

エ　本市内に本店その他これらに類する事業所を有すること。

オ　松本市の入札参加資格を有していること。松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。（必要書類は別途記載）

(2)　建設業務に係る要件

建設業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、建設業務を複数の企業で実施する場合は、ウ及びエの要件は、少なくとも１社が該当すること。

ア　建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。また、建設業法第 28 条に規定する指示又は営業停止を受けていないこと。

イ　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第１項の規定により、登録業種に係る経営事項審査を受けていること。

ウ　令和７・８・９年度松本市入札参加資格者名簿における総合点数が 964 点以上のものであること。

エ　平成 17 年度以降に日本国内で業務を完了した、以下の全ての要件を満たす施工を元請（代表企業のみとする。）として履行した実績があること。

①　延べ面積 5,000 ㎡以上の庁舎の新築、改築、増築（ただし、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が 5,000 ㎡以上の場合に限る。）

②　構造性能評価を受け、大臣認定を取得した延べ面積が 5,000 ㎡以上の免震構造の庁舎の新築

オ　施工業務の開始時点で、「6.4 実施体制」に示す資格を有する者を現場代理人（建設業務管理責任者）、監理技術者及び建設主任担当者（代表企業・構成員のいずれかと参加表明書提出の日以前に３か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）として配置できること。

(3)　工事監理業務に係る要件

工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、工事監理業務を複数の企業で実施する場合は、イの要件は、少なくとも１社が該当すること。

ア　建築士法第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第 26 条第２項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。

イ　平成 17 年度以降に日本国内で業務を完了した、令和６年国土交通省告示第８号の別添二による建築物の類型四業務施設に該当し、延べ面積 5,000 ㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、複合施設の場合は、別用途（類型四業務施設以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 ㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が 5,000 ㎡以上の場合に限る。）の工事監理業務を元請（代表企業のみとする。）として履行した実績があること。

ウ　工事監理業務の開始時点で、「6.4 実施体制」に示す資格を有する者を工事監理業務管理技術者及び建築に係る工事監理業務主任技術者（代表企業・構成員のいずれか（ただし、工事監理業務者が２者以上の場合は、主たる工事監理業務者に限る。）と参加表明書提出の日以前に３か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）として配置できること。

エ　松本市の入札参加資格を有していること。松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。（必要書類は別途記載）

6.4　実施体制

各業務の実施体制と兼任の条件は、以下に示すとおりとする。

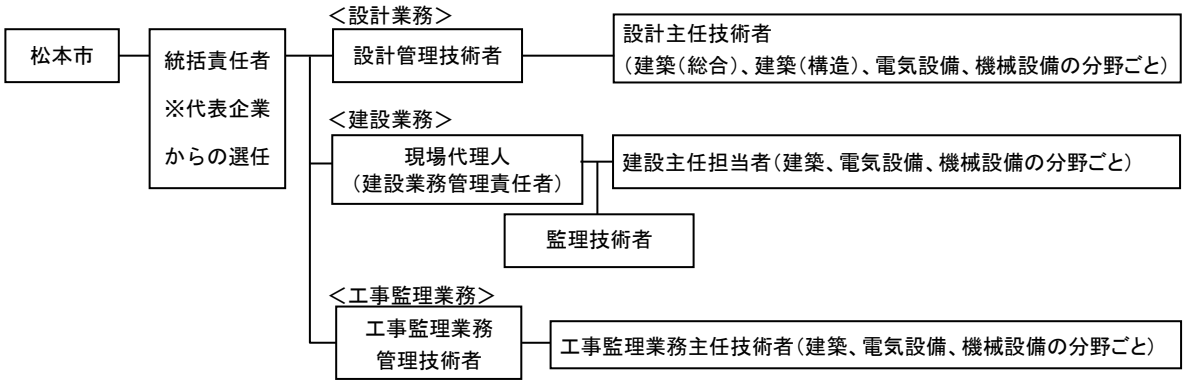

・統括責任者と現場代理人（建設業務管理責任者）の兼任は、認めるものとする。
・現場代理人（建設業務管理責任者）と監理技術者の兼務は、認めるものとする。
・設計管理技術者と設計主任技術者（建築（総合））の兼任は、認めるものとする。
・監理技術者と建設主任担当者（建築）の兼任は、認めるものとする。
・工事監理業務管理技術者と工事監理業務主任技術者（建築）の兼任は、認めるものとする。
・設計主任技術者（電気設備）と工事監理業務主任技術者（電気設備）の兼任は、認めるものとする。
・設計主任技術者（機械設備）と工事監理業務主任技術者（機械設備）の兼任は、認めるものとする。
※　３つ以上の兼任は不可とする。
・各配置予定技術者等については、次の(1)～(6)の資格を有することとする。また、応募者となる企業と参加表明書提出の日以前に３か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとする。

(1)　統括責任者

ア　一級建築士、又は１級建築施工管理技士資格を有すること。

(2)　設計管理技術者及び各設計主任技術者

ア　設計管理技術者及び設計主任技術者（建築（総合））は、一級建築士資格を有すること。
イ　設計主任技術者（建築（構造））は、構造設計一級建築士資格を有すること。
ウ　設計主任技術者（電気設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。
エ　設計主任技術者（機械設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。
※　設計主任技術者（電気設備）及び設計主任技術者（機械設備）のいずれかは、設備設計一級建築士資格を有すること。

(3)　現場代理人（建設業務管理責任者）

ア　一級建築士、又は１級建築施工管理技士資格を有すること。

(4)　監理技術者

ア　監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有するものであること。

イ　一級建築士、又は１級建築施工管理技士資格を有すること。

(5)　建設主任担当者

ア　建設主任担当者（建築）は、１級建築施工管理技士資格を有すること。

イ　建設主任担当者（電気設備）は、１級電気工事施工管理技士資格を有すること。

ウ　建設主任担当者（機械設備）は、１級管工事施工管理技士資格を有すること。

(6)　工事監理業務管理技術者及び各工事監理業務主任技術者

ア　工事監理業務管理技術者及び工事監理業務主任技術者（建築）は、一級建築士資格を有すること。

イ　工事監理業務主任技術者（電気設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

ウ　工事監理業務主任技術者（機械設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

※　工事監理業務主任技術者（電気設備）及び工事監理業務主任技術者（機械設備）のいずれかは、設備設計一級建築士資格を有すること。

6.5　再委託

応募者は、設計管理技術者、建築（総合）に係る設計主任技術者、現場代理人、監理技術者、建築に係る建設主任担当者、工事監理業務管理技術者及び建築に係る工事監理業務主任技術者が行わなければならない業務を除く設計業務、建設業務、及び工事監理業務の一部について、本市の承諾を得て再委託・請負することができるものとする。ただし、この再委託・請負先は、「6.2 応募者に共通する参加資格」に掲げる要件を全て満たす者とする（ただし、ア、ケ及びコを除く。）。

6.6　参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、参加資格確認書を受付した日とする。ただし、募集要項等の公告後、優先交渉権者決定の日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。また、請負契約の契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、請負契約を締結しないこととする。

7. 募集スケジュール

受付時間は、休日を除く午前９時から午後４時 30 分まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

日程	内容
令和８年 11 月 25 日（水）	募集要項（案）・要求水準書（案）の公表
令和８年 12 月３日（木）	募集要項（案）等に関する第１回質問の受付締切
令和８年 12 月下旬	募集要項（案）等に関する第１回質問への回答の公表
令和８年 12 月 24 日（木）	募集要項（案）等に関する第１回個別対話の受付締切
令和９年１月 12 日（火）、13 日（水）	募集要項（案）等に関する第１回個別対話
令和９年１月下旬	募集要項（案）等に関する第１回個別対話の結果公表
令和９年２月上旬	募集要項（修正案）・要求水準書（修正案）の公表
令和９年２月 17 日（水）	募集要項（案）等に関する第２回質問の受付締切
令和９年３月中旬	募集要項（案）等に関する第２回質問への回答の公表
令和９年４月２日（金）（予定）	本プロポーザルの公募開始
令和９年４月９日（金）（予定）	現地説明会
令和９年４月 14 日（水）（予定）	募集要項等に関する第１回質問及び第１回個別対話の受付締切
令和９年５月 10 日（月）、11 日（火）（予定）	募集要項等に関する第１回個別対話
令和９年５月中旬	募集要項等に関する第１回質問への回答及び第１回個別対話の結果公表
令和９年６月 11 日（金）（予定）	参加表明書の提出及び募集要項等に関する第２回個別対話の受付締切
令和９年６月 21 日（月）（予定）	募集要項等に関する第２回個別対話
令和９年６月下旬	参加資格審査結果の通知
令和９年７月上旬	募集要項等に関する第２回個別対話の結果公表
令和９年８月５日（木）（予定）	技術提案書の提出締切
令和９年９月下旬	技術提案評価実施日 （プレゼンテーション及びヒアリング）
令和９年 10 月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和９年 10 月下旬	仮契約締結
令和９年 12 月（予定）	本契約締結（松本市議会の議決により）

8. 募集要項等の交付

8.1 交付資料（募集要項等）の位置付け

ア 募集要項（本書）

本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めたもの。

イ 要求水準書

本事業において事業者が実施する業務に関して、本市が要求する具体的な施設機能・性能及び業務の水準を規定するものを示し、本プロポーザルに参加する応募者の提案の指針を定めたもの。

ウ 優先交渉権者決定基準

本プロポーザルにおける評価方法のほか、評価に当たっての評価項目、配点等を定めたもの。

エ 様式集

本プロポーザルにおいて提出を求める書類（参加資格審査書類及び書類審査）の様式を定めたもの。

オ 設計施工一括請負契約書（案）

本事業の実施に係わる契約の内容を示すもの（設計施工一括請負契約書及び約款（案）により構成され、契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

8.2 交付資料（募集要項等）の公告

交付資料（募集要項等）は、本市ホームページにて公告する。

8.3 資料の提供

交付資料（募集要項等）のうち、要求水準書の添付資料の一部の提供を、以下のとおり行う。

ア 受付期間

公告日から令和９年８月５日（木）午後４時３０分（予定）まで

イ 申込方法

要求水準書の添付資料の一部について、提供を希望する場合は、守秘義務誓約書【様式１】に必要事項を記入し、その PDF データを、「5. 事務局」のメールアドレスに送信し、押印原本は、事務局まで持参又は郵送にて提出すること。また、送信後は、必ず事務局宛てに電話をし、受信確認を行うこと。資料の提供方法は、事務局から別途メールにて連絡する。

9. 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。

9.1 日時及び会場

現地説明会を令和９年４月９日（金）（予定）に開催する。時間、会場等の詳細については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。

9.2 参加資格

本プロポーザルに参加を予定している者とし、１社あたりの参加人数は２名以内とする。

9.3 申込期間

公告日から令和９年４月７日（水）正午（予定）まで

9.4 申込方法

現地説明会への参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書【様式２－１】【募集要項等公告時に示す】を事務局宛に電子メールで提出すること。送信後は、必ず事務局宛に電話し、受信確認を行うこと。

10. 質問の受付及び回答

10.1 提出方法等

ア　募集要項等に関する質問書【様式２－２】に質疑内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付の上、「5.事務局」のメールアドレスに送信すること。誤送信等のトラブルの責任は持てないため、十分注意すること。また、送信後は、必ず事務局宛に電話をし、受信確認を行うこと。なお、公正を期するため、電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質疑は受付けない。

イ　個別対話については、募集要項等に関する個別対話参加申込書及び議題【様式２－３】に必要事項を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付の上、「5.事務局」のメールアドレスに送信すること。誤送信等のトラブルの責任は持てないため、十分注意すること。また、送信後は、必ず事務局宛に電話をし、受信確認を行うこと。

ウ　回答は取りまとめのうえ、本市ホームページに掲載する。なお、質問回答書は、本募集要項及び関係する書類の追加変更又は修正として同等、もしくは置き換えるものとする。

10.2 募集要項（案）等に関する第１回質問・回答

ア　質問受付期間

案の公表日から令和８年 12 月３日（木）午後４時 30 分まで

イ　回答日

令和８年 12 月下旬に本市ホームページにおいて公表する予定である。

ウ　その他

電子メールにおける表題は、【松本市役所新庁舎整備事業募集要項（案）等に関する第１回質問】とすること。

10.3 募集要項（案）等に関する第１回個別対話

ア　開催日

令和９年１月 12 日（火）、13 日（水）

イ　開催場所

松本市役所

ウ　申込受付

令和８年 12 月 24 日（木）午後４時 30 分まで

エ　参加資格等

本事業への応募を予定している事業者とし、会場の都合上、参加人数は５名以内とする。なお、応募者の組成を予定している複数社で出席することも可とする。ただし、個別対話は、原則対面での開催とするが、WEB 形式併用での参加も可とし、その場合 WEB 参加の人数制限は設けない。その際、事業者が使用する WEB 会議用の資機材は事業者が準備すること。

オ　結果公表

個別対話の結果は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和９年１月下旬に本市ホームページにおいて公表する予定である。

カ　その他

電子メールにおける表題は、【松本市役所新庁舎整備事業募集要項（案）等に関する第１回個別対話】とすること。

10.4 募集要項（案）等に関する第２回質問・回答

ア　質問受付期間

第１回質問の回答の日から令和９年２月 17 日（水）午後４時 30 分まで

イ　回答日

令和９年３月中旬に本市ホームページにおいて公表する予定である。

ウ　その他

電子メールにおける表題は、【松本市役所新庁舎整備事業募集要項（案）等に関する第２回質問】とすること。

10.5 募集要項等に関する第１回質問・回答

ア　質問受付期間

プロポーザル公募開始後から令和９年４月 14 日（水）（予定）午後４時 30 分まで

イ　回答日

令和９年５月中旬に本市ホームページにおいて公表する予定である。

ウ　その他

電子メールにおける表題は、【松本市役所新庁舎整備事業募集要項等に関する第１回質問】とすること。

10.6 募集要項等に関する第１回個別対話

ア　開催日

令和９年５月 10 日（月）、11 日（火）（予定）

イ　開催場所

松本市役所

ウ　申込受付

令和９年４月 14 日（水）午後４時 30 分（予定）まで

エ　参加資格等

本事業への応募を予定している事業者とし、会場の都合上、参加人数は５名以内とする。なお、応募者の組成を予定している複数社で出席することも可とする。ただし、個別対話は、原則対面での開催とするが、WEB 形式併用での参加も可とし、その場合 WEB 参加の人数制限は設けない。その際、事業者が使用する WEB 会議用の資機材は事業者が準備すること。

オ　結果公表

個別対話の結果は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和９年５月中旬に本市ホームページにおいて公表する予定である。

カ　その他

電子メールにおける表題は、【松本市役所新庁舎整備事業募集要項等に関する第１回個別対話】とすること。

10.7 募集要項等に関する第２回個別対話

ア　開催日

令和９年６月 21 日（月）（予定）

イ　開催場所

松本市役所

ウ　申込受付

令和９年６月 11 日（金）午後４時 30 分（予定）まで

エ　参加資格等

本事業への応募者となる複数社で出席すること。参加人数は 10 名以内とする。ただし、個別対話は、原則対面での開催とするが、WEB 形式併用での参加も可とし、その場合 WEB 参加の人数制限は設けない。その際、事業者が使用する WEB 会議用の資機材は事業者が準備すること。

オ　結果公表

個別対話の結果は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和９年７月上旬に本市ホームページにおいて公表する予定である。

カ　その他

電子メールにおける表題は、【松本市役所新庁舎整備事業募集要項等に関する第２回個別対話】とすること。

11. 参加表明書及び参加資格審査に係る提出書類の受付

本プロポーザルの参加希望者は、次に示す書類を提出すること。なお、本プロポーザルに係る手続は代表企業が行うものとする。

11.1 提出方法等

ア　事務局まで持参すること。提出については、午前９時から午後４時３０分まで（正午から午後１時までを除く。）の時間帯で受領する。

イ　各書類は様式リスト【募集要項等公告時に示す】に示された指定様式で作成すること。

ウ　用紙サイズはＡ４判又はＡ３判とし、Ａ３判はＡ４判の大きさに折り込み、Ａ４判ファイル綴じすること。

エ　CD-R（容量が不足する場合は DVD-R とする。）に、提出書類の電子データを格納し、提出すること。全ての PDF 形式のファイルに加え、様式の指定があるものは、Word、Excel 等の形式の原本ファイルも含め、ウィルスチェックを行った上で提出すること。

11.2 提出期間（予定）

令和９年６月７日（月）午前９時から令和９年６月 11 日（金）午後４時 30 分まで

11.3 提出書類【募集要項等公告時に示す】

11.4 参加資格確認結果の通知

応募者が、「6. 応募者の備えるべき参加資格要件等」に記載している要件を全て満たしているかどうかを確認し、その結果を令和９年６月下旬に電子メール及び書面の郵送により通知する。併せて参加資格を満たしている応募者には受付番号を通知し、以後の提出書類の受付番号記入欄に当該番号を記入すること。

11.5 参加表明の秘匿

以降の評価は全て匿名で実施する。匿名性を担保するため、参加表明をした事実の公表は、優先交渉権者の決定及び公表まで一切行わないこと。

12. 書類審査に係る技術提案書の提出

12.1 提出方法等

本募集要項「11.1 提出方法等」を参照のこと。

12.2 提出期間

令和９年７月 30 日（金）午前９時から令和９年８月５日（木）午後４時 30 分まで

12.3 提出書類【募集要項等公告時に示す】

12.4 応募に関する留意事項

ア　応募者は、書類審査に係る技術提案書の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

イ　応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。ただし、本事業の本契約後、選定されなかった応募者には、本市から参加報償として 50 万円（税込）を支払う（応募手続の途中で辞退した者や失格となった者は除く）。

ウ　応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

エ　要求水準書に示す機能等を満たすことを基本として作成すること。また、機能面、コスト面を総合的に検討して作成すること。

オ　確実に実施できる内容とすること。契約後、事業者側の責により技術提案書に記載した内容を達成できない場合は、「17. 技術提案書内容不履行の場合の措置」に記載している違約金等を請求する場合がある。

カ　技術提案書に記載された配置予定技術者等の変更は、原則として認めない。ただし、病休、死亡、事故、退職等、やむを得ない事情により変更が必要と本市が認める場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の者として本市が認める者を配置すること。

キ　著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、優先交渉権者として特定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために優先交渉権者と協議の上、公表する場合がある。

ク　特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、応募者が負うものとする。

ケ　技術提案書は、応募者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とするが、応募者の許可を得た上で、松本市情報公開条例（平成３年条例第１号）に基づき公開する場合がある。

コ　都合により技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退届【様式６】【募集要項等公告時に示す】を提出すること。

サ　提出された書類については、変更及び返却はできない。

シ　次のいずれかに該当する応募は、無効又は失格とする。

①　募集要項に示した応募者の備えるべき参加資格のない者の提出した応募書類

② 事業名及び提案価格のない応募書類
③ 応募者氏名及び押印のない又は判然としない応募書類
④ 事業名に誤りのある応募書類
⑤ 提案価格の記載が不明確な応募書類
⑥ 提案価格を訂正した応募書類
⑦ 虚偽の記載がある応募書類
⑧ １つの公募について同一の者からの２つ以上の応募書類
⑨ 受付期限までに到達しなかった応募書類
⑩ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した応募書類
⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した応募書類
⑫ その他公募に関する条件に違反した応募書類

ス 募集要項等に定めるもののほか、公募に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、参加者全員に通知する。

13. 評価の実施及び結果の通知

13.1 委員会の設置

本プロポーザルにおける優先交渉権者及び次点交渉権者の決定は、学識経験者等で構成する松本市役所新庁舎整備事業設計・施工者選定公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、優先交渉権者決定基準に基づき行うものとする。

委員会の委員や審議内容については非公開とするが、優先交渉権者の決定後、委員会の概要、採点結果及び講評等をとりまとめて公表する。

13.2 実績・体制評価

優先交渉権者決定基準に基づき事務局にて実績・体制等の定量評価を行い、委員会に報告するものとする。

13.3 技術提案評価（技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング）

優先交渉権者決定基準に基づき各委員が、技術提案書の内容を評価する。プレゼンテーション、ヒアリングの実施については、追って周知する。プレゼンテーションを実施する場合の詳細は、書類審査に係る技術提案書の提出締切後、随時代表企業に別途通知する。

13.4 提案価格評価

技術提案の評価点確定後、優先交渉権者決定基準に基づき事務局にて提案価格見積書を確認し、提案価格評価点を算定後、委員会に報告する。

なお、提案価格は要求水準書に基づいて見積もり、応募者が提案した内容も反映されているものとする。

13.5 優先交渉権者の決定

(1) 審査の実施

委員会を開催し、実績・体制評価、技術提案評価、提案価格評価の評価点を加えた合計評価点により、優先交渉権者を選定する。選定後、市長が優先交渉権者を決定する。

審査過程において、すべての応募者が適切でないと判断された場合においては、優先交渉権者等を決定しない。その際には、改めて募集期間を設けて技術提案書の提出を求める場合もある。

(2) 審査結果の通知等

ア　審査結果は、技術提案評価の参加者全員に対して、令和９年 10 月上旬を目途に電子メール及び書面の郵送により通知するとともに、優先交渉権者に対しては、契約手続の方法等について連絡する。

イ　書類審査の結果については、評価点等を含め、本市のホームページ上で公表する予定である。また、優先交渉権者は、企業名も公表する。

(3) その他

ア　審査途中で応募者に関する情報は、一切公表しない。

イ　本市ホームページで公表する審査結果以外の評価に関する内容についての問合せは、受け付けない。

ウ　審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。

14. 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、応募書類を作成すること。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

14.1 敷地条件

本施設が立地する事業予定地の立地条件は、次のとおりである。

表 14-1　敷地条件

項目	概要
（1） 事業予定地	〒390-8620 長野県松本市丸の内
（2） 敷地面積	北側：約 5,437.94 ㎡ 南側：約 2,233.68 ㎡
（3） 区域区分	都市計画区域内
（4） 用途地域	・商業地域
（5） 防火地域指定	・準防火地域
（6） 高度地区	・18mの高さ制限
（7） その他地域地区	・歴史的景観区域：お城地区（重点地区）
（8） 指定容積率	・400%
（9） 指定建蔽率	・北 80%＋10%（角地） ・南 80%＋10%（角地）
(10) 接道状況	・北側：全幅 16m（市道1530号線） ・西側：全幅 18m（市道1095号線） （都市計画道路３・４・３丸の内浅間線 計画幅18m） ・南側：全幅 ７m（市道 1519 号線）
(11) 斜線制限	・道路斜線 1.5／１m（商業地域） ・隣地斜線 31m＋2.5／１m（商業地域）
(12) 災害リスク	・活断層：直下には確認できない。 ・最大想定浸水深：0.5m～3.0m程度 （1,000 年に１回程度の降雨確率に基づく。）
(13) その他の制限	・土壌汚染については、調査済み。汚染物質の検出は無し。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地に指定 ・既存東庁舎南に残存する東総堀土塁があり、保存が必要 ・事業予定地に隣接して史跡松本城東総堀があり、毀損等施工による影響を想定して回避が必要 ・既存東庁舎北の来庁者駐車場には、東総堀と土塁、杭列の解説サインと、表面表示がされているが、その取扱いについて、史跡松本城整備基本計画や、現在策定中の史跡松本城サイン・動線計画との整合をはかり、今後の取り扱いについて検討すること

本事業予定地の敷地条件に関しては、以下に示す資料をあわせて参照すること。

・要求水準書「閲覧資料１　事業予定地 前面道路資料」
・要求水準書「閲覧資料２　事業予定地 地質調査報告書」
・要求水準書「閲覧資料３　事業予定地 境界確定図」



図 3　事業予定地　　※　交渉中の民有地につき、発注時点においては本事業範囲外とする。

14.2 周辺インフラとの接続

事業予定地のインフラ状況は要求水準書及び要求水準書「閲覧資料４　事業予定地 インフラ現況図」を参照すること。なお、引き込み方法は特記なき限り事業者の提案によるが、必要に応じて各供給業者と事前協議を行った上で提案すること。

インフラの引込に当たり負担金が必要となる場合は、本市が負担する。ただし、新庁舎の配置計画により必要となる既設インフラの切り回しや移設等に関する費用は事業者が負担すること。

① 給水　：敷地西側に DIP-K 100φ、敷地南側に CIPA 300φ、
敷地北側に DIP-K 100φ、敷設

② 排水（汚水）　：敷地西側に汚水枝線管渠（更生）400φ、
敷地南側に汚水幹線管渠（更生）1000φ、
敷地北側に汚水枝線管渠（更生）250φ 敷設

③ 排水（雨水）　：敷地内浸透

④ 電気　：敷地西側に電線あり

⑤ 都市ガス　：敷地西側に低圧、中圧 100A、敷地南側に低圧 100A、
敷地北側に低圧 100A 敷設

14.3 既存施設の概要

既存施設の概要は、次のとおりである。

なお、アスベスト含有建材の状況については要求水準書「閲覧資料６　石綿分析結果報告書」を参照すること。アスベスト対策の詳細については、要求水準書「第 4 章第 2 節 5(11)アスベスト対策」による。

【施設概要】

		建築年	経過年数	階数	延床面積	構造
既存本庁舎等	既存本庁舎	昭和34年	67年	地上５階、地下１階 塔屋３階、付属建物	6,832.50 ㎡	鉄筋コンクリート造
	既存本庁舎北別棟	平成29年	９年	地上２階	541.86 ㎡	軽量鉄骨造
既存東庁舎等	既存東庁舎	昭和44年	57年	地上４階、地下１階 塔屋１階	6,556.93 ㎡	鉄筋コンクリート造
	既存東庁舎別棟	平成４年	34年	地上２階、付属建物	496.86 ㎡	軽量鉄骨造
大手事務所	大手事務所	昭和53年	48年	地上６階、塔屋２階	2,842.45 ㎡	鉄筋コンクリート造
計	計				17,270.60 ㎡	

【既存本庁舎の配置部署】

5F	納税課、商工課、農政課、耕地課、都市計画課、農業委員会事務局
4F	建設総務課、建設課、維持課、建築指導課、公共用地課
3F	行政管理課、人事課、財政課、大会議室（本庁舎別棟）
2F	市長室、副市長室、総合戦略室、秘書広報室、市民税課、資産税課、契約管財課（本庁舎別棟）
1F	市民相談課、カスタマーハラスメント対策室、移住交流推進室、会計課、危機管理課（本庁舎別棟）、消防防災課（本庁舎別棟）
B1F	

【既存本庁舎北別棟の配置部署】

2F	高齢福祉課（介護認定担当・福祉担当）
1F	高齢福祉課（介護給付担当）

【既存本庁舎付属施設の配置部署】

2F	車　庫　棟 ： 契約管財課（車両担当）
1F	車　庫　棟 ： 職員労働組合

【既存東庁舎の配置部署】

4F	工事検査課、環境･地域エネルギー課、環境保全課、交通ネットワーク課、公共交通課、自転車推進課、選挙管理委員会事務局、監査事務局
3F	議場、正副議長室、議員控室、議会事務局
2F	DX 推進本部、新庁舎整備課、福祉政策課、保険課、健康づくり課、まいさぽ松本（生活福祉課分室)、保育課
1F	市民課、障がい福祉課、生活福祉課、こども福祉課
B1F	

【既存東庁舎別棟の配置部署】

2F	東庁舎別棟 ： 公共施設マネジメント課、住宅課
1F	東庁舎別棟 ： こども育成課

【大手事務所の配置部署】

6F	公園緑地課、文化財課、松本城整備課
5F	観光ブランド課、文化振興課、国際音楽祭推進課
4F	教育長室、教育政策課、学校教育課
3F	地域づくり支援課、教育委員室
2F	市民生活サポートセンター
1F	観光情報センター、観光コンベンション協会
B1F	

14.4 地中埋設物の撤去

事業予定地及びその周辺には、高圧配線引き込み用のカルバート等の地中埋設物が存置されている。地中埋設物の状況については、要求水準書「閲覧資料７　事業予定地　既存施設図面」を参照すること。これらの地中埋設物の存在を確認の上、業務の実施に当たり撤去が必要なものについては、事業者の負担により撤去・処分を行うこと。図面がないものについては、本事業の募集期間に現地調査を行い、その調査を基に撤去・処分の計画をすることとする。そのうえで、本事業実施期間中に予期せぬ地中埋設物が発覚した際は、市と協議の上、撤去・処分の方針を検討し、適切に対応すること。また、廃止届など適切な処置を行うこと。

残置する地中埋設物については、本市と協議の上決定するものとする。また、残置する地中埋設物の位置を示したプロット図を作成すること。

14.5 埋蔵文化財・土塁・史跡部分の扱い

松本市が行う埋蔵文化財発掘調査の結果見つかった埋蔵文化財や、現存する既存東庁舎南に存する東総堀土塁、国史跡に指定されている当該工区敷地に隣接する東総堀及びその土塁跡については、その歴史的・学術的価値を十分に理解し、文化財保護法その他関係法令を遵守すること。計画・施工に際しては、文化財保護担当部署及び関係機関と密接に連携、協議し、文化財の適切な保護・活用に配慮すること。

特に、松本市が行う埋蔵文化財発掘調査の結果、保護すべき重要な遺構等が見つかった場合には、その保護措置について協議し、工法の変更等を含めて柔軟に対応すること。

また、敷地に隣接している残存土塁及び史跡松本城東総堀については、その価値を一切毀損することがないよう施工計画を立案し、保護すること。なお、埋蔵文化財発掘調査の実施状況等に応じて工程の見直しが必要となる場合にも、当該文化財保護が松本市全体の文化観光の資産になることを十分に理解した上で、事業全体への影響を最小限に抑える施工計画及び工程管理を行うこと。

15. 契約に関する事項

15.1 契約の締結

市長が決定した優先交渉権者と契約交渉を行う際、次に該当する場合は、その者とは契約の締結を行わない。

ア　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当することとなった場合

イ　松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成９年３月 10 日訓令甲第１号）の規定による指名停止処分を受けることとなった場合

ウ　国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けることとなった場合

エ　建築士法第 26 条第２項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合

オ　建設業法第 28 条に規定する指示又は営業停止を受けることとなった場合

カ　技術提案書の無効が判明した場合

キ　その他本募集要項に違反した場合

15.2 契約の成立

ア　優先交渉権者は、本市と協議、見積合わせを行い、仮契約を締結する。

イ　協議、見積りに合意できなければ、次点事業者と見積合わせを行い、仮契約を締結するものとする。

ウ　事業者が本市を相手方として締結する契約は、設計施工一括請負仮契約書（案）によるものとし、設計施工一括請負仮契約書（案）の内容は、原則として誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

エ　契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び設計施工一括請負仮契約書（案）に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、建設及び工事監理に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

オ　本事業の仮契約は、松本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年松本市条例第７号）第２条の規定に基づき、松本市議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。ただし、本市は、当該議案が松本市議会で議決されなかった場合、本市の事由による場合を除き、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

15.3 技術提案内容

技術提案内容が契約書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有することに留意すること。

ア　評価項目に基づく審査の扱い

原則として、優先交渉権者が提案した提案内容が、契約で定める業務水準となり、選定事業者は提案内容に拘束されるが、本市は、優先交渉権者との間で協議のうえ、提案内容について、その一部又は全部を契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ、選定事業者は本市の決定に拘束されることに留意すること。

イ　委員会の意見の扱い

委員会においては、応募者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、契約の締結の段階で、委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと本市が判断し、選定事業者との間で合意した場合には、設計等の条件として加味する場合があることに留意すること。

15.4 プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等

応募者によるプレゼンテーション、委員会による応募者へのヒアリング等における発言・回答内容等は、提出された審査書類における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして取り扱うこととする。

16. 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア　応募者が、「6. 応募者の備えるべき参加資格要件等」に記載している要件を満たさなくなった場合

イ　提出書類等に虚偽の記載がある場合

ウ　応募者に評価の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合

エ　提出書類等を所定の方法で提出しない場合

オ　提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合

カ　プレゼンテーションに出席しない場合（自然災害等の不測の事態が発生した場合を除く。）

キ　委員会の委員と接触した場合

ク　その他委員会が失格と認めた場合

17. 技術提案書内容不履行の場合の措置

受注した事業者は、本プロポーザルで提出された技術提案書の内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとする。なお、本事業の完了時に事業者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合、又は、本事業の完了前にあっても履行できないと認められた場合、本市は事業者に対して、技術提案書不履行に関する措置として違約金等を請求する場合がある。

18. プロポーザルの中止

自然災害等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合がある。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはできない。

別紙　リスク分担表

段階	リスク内容			負担者		備考
				本市	事業者	
共通	要求水準書等リスク		要求水準書等の誤り及び内容の変更に関するもの	○		
	契約リスク		市議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	○	○	本市・事業者の双方でかかった費用をそれぞれ負担
			上記以外の本市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	○		
			事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の中止・遅延		○	
	制度関連リスク	法令変更リスク	法制度の新設・変更によるもの	○		
		税制変更リスク	消費税の変更に関するもの	○		
			その他新税に関するもの	○		
		許認可リスク	許認可の新設・変更に関わるもの（事業に影響を及ぼすもの）	○		
			許認可の新設・変更に関わるもの（上記以外のもの）		○	
			本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	△	事業者が本市の提示した期間から短縮した期間を提案し、当該期間での取得が遅延した場合は事業者負担
			事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○	
		政策変更リスク	政策変更（事業のとりやめ、その他）等による事業への影響	○		

段階	リスク内容			負担者		備考
				本市	事業者	
	社会リスク	住民対応リスク	施設設置に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	○		
			建設に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	△	○	施設用途等、要求水準書に係ることは本市負担
		環境問題リスク	設計、建設における有害物質の排出、漏えい等、環境保全に関するもの		○	
		第三者賠償リスク	設計、建設段階における騒音・振動・地盤沈下に関するもの		○	
			施設の瑕疵による事故に関するもの		○	
	デフォルトリスク	民間事業者デフォルトリスク	事業者の事業破綻・事業放棄等		○	
			事業者の主要義務の違反		○	
		公共デフォルトリスク	債務不履行等	○		
		不可抗力リスク	戦争、風水害、地震、暴動等による設計変更、中止、延期	○	△	増加費用又は損害について、工事費等（設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額）の１％相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を本市が負担する。 ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。
		物価変動リスク	インフレ・デフレに関するもの	○	○	一定限度を超えるインフレ・デフレリスクは本市負担（一定限度：物価変動率 1.5%以上）
	用地リスク	用地瑕疵リスク	建設予定地の地中障害物・埋設物などによる計画変更及び工期延長、追加費用（撤去費等）等	○	△	本市が公表する要求水準書等から読み取れる事象に起因するものは事業者負担

段階	リスク内容			負担者		備考
				本市	事業者	
			建設予定地の土壌汚染への対応に係る計画変更及び工期延長、追加費用等	○	△	本市が公表する要求水準書等から読み取れる事象に起因するものは事業者負担
		埋蔵文化財リスク	建設予定地内及び隣接する敷地内の埋蔵文化財（総堀・土塁等）による対応に係る計画変更及び工期延長、追加費用等	○	△	本市が公表する要求水準書等から読み取れる事象に起因するものは事業者負担
			建設予定地内及び隣接する敷地内の埋蔵文化財（総堀・土塁等）の保護に関するもの	○	△	本市が公表する要求水準書等から読み取れる事象に起因するものは事業者負担
		測量･調査リスク	測量、調査に不備があった場合	○	○	実施した負担者のリスク
		周辺インフラリスク	上水、下水等、周辺インフラに関するもの	○	△	本市が公表する要求水準書等から読み取れる事象、事前調査の不備、通常予見可能なものは事業者負担
	計画リスク	応募リスク	応募費用の負担に関するもの		○	ただし、選定されなかった応募者には参加報償として 50 万円（税込）を本市から支払う。
		独自提案リスク	事業者の独自提案に関するもの		○	
		設計リスク	本市の提示条件、指示の不備、要望による設計、施工条件の変更によるもの	○		
			事業者の見込み、判断の不備による設計変更		○	
		計画変更	施設完成前に本市が発案した軽微な変更		○	工事費の変更を伴わない軽微な変更は事業者負担
	工事リスク	工事費増加リスク	本市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○		
			事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○	

段階	リスク内容			負担者		備考
				本市	事業者	
		資材機材調達リスク	工事に使用する資材機材の調達に関するもの		○	
		工期遅延リスク	本市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに工事、手続が完了しない場合	○		
			事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに工事、手続が完了しない場合		○	
		要求性能未達リスク	施設完成後の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○	
		施設損傷リスク	引渡し前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害	△	○	不可抗力リスクは除く
		施設瑕疵リスク	施設の瑕疵が発見された場合及び瑕疵により施設の損傷等が発生した場合		○	
		工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
		支払遅延・不能リスク	本市から事業者への対価の支払い遅延、支払不能があった場合	○		